

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市総合計画審議会委員委嘱式及び第 1 回審議会
2 開催日時	令和 8 年 8 月 25 日 (火) 午後 1 時から午後 2 時 15 分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4 階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市総合計画審議会委員) 伊藤尚宏、稲垣巧、今井智子、太田健二、川合真実子、 岸野隆夫、木原剛弘、鶴見佳代、中島努、中村保親、 丹羽真悠子、福田るり子、前山都子、松嶋節、三宅諭、 宮林夢叶、米川弥寿代、渡部泰和 ※伊藤博康、向田恵子は欠席 (津市) 市長 前葉泰幸 副市長 山下佳寿 副市長 南条弥生 (事務局) 政策財務部長 長井誠 政策財務部次長 脇田光之 政策財務部政策担当参事(兼)政策課長 清水貴伸 政策課調整・政策担当主幹(兼)企画員 東谷竹雄 政策課政策担当主幹 小坂真里栄 政策課主査 石原拓人 政策課主査 別所澄弥
5 内容	1 津市総合計画審議会委員委嘱式 2 第 1 回審議会 (1) 委員自己紹介 (2) 会長及び副会長の選出 (3) 市長から審議会への諮問 (4) 審議会の運営について (5) 津市総合計画について (6) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0 人
8 担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

<事務局>

それでは定刻になりましたので、ただ今から、津市総合計画審議会委員委嘱式及び第 1 回審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。審議会の会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます政策課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、津市総合計画審議会委員委嘱式を始めさせていただきます。

委員にご就任いただきました皆様の紹介とともに、市長より委嘱状をお渡しします。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。なお、お呼びする順番ですが、五十音順とさせていただきます。

それではお名前をお呼びいたします。

<委嘱状の交付>

<事務局>

ありがとうございました。なお、本日就任予定の伊藤博康様、向田恵子様は、ご欠席と報告を受けております。本日ご欠席のお二人には、改めて委嘱状をお渡しさせていただきます。

それでは、前葉市長からご挨拶を申し上げます。

市長

本日はまだまだお暑い中、総合計画審議会の委員委嘱式、そしてこの後の第1回審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員をお受けいただきましてありがとうございました。

この合併して20年という節目で、総合計画づくりとしては合併後1回目、2回目があり、3回目ということになります。

合併して20年の間どうだったのかということを少し申し上げ、この後、向こう10年間のポイントとして私が考えていることをご参考までに申し上げたいと思います。

まず、10の市町村の合併というのは非常に大きな合併でした。数で言えば全国で6番目に多い市町村の合併で、なかなかまとまりにくかったものを先人の努力で一つの津市になったということでもあります。

私が市長に就任した2011年は、合併して6年目に入ったところでした。その頃は、もとの各町村、あるいは久居市からも「合併してどうだったのかな」「本当に良かったのかな」という疑問符を伴う問いかけがありました。したがって、私が最初の選挙の時に強く訴えかけたのは、「合併して良かったと思っただけのようなまちづくりをやりたい」ということを申し上げて、当選させていただきました。

その感覚で言うと、合併する際に「こうして欲しい、ああして欲しい」という各市町村の想いをなんとか実現しようと取組を進めてまいりました。

合併後10年、私の2期目から3期目ぐらいの頃になると、そういったお声が減ってきたように思います。そういったお声があったことは当然のことです、ご自分のお住まいの近くに役場があり、議会があり、そこで様々な議論をしながら自らの地域のことを決めていたのが、合併によって議会がなくなり、役場は総合支所になりました。それにより、自分たちのまちづくりや暮らしがこれからどうなっていくのだろうという不安を持たれていた住民の方々に、一つ一つプロジェクト、成果をお届けしていくこと、また「決して合併して悪かったわけじゃない」ということを実感していただけるよう、例えば美杉地域で言えば、小学校の跡に文化センターを新しく建設し合わせて、小学校の建て増しをした部分も思い切って全く新しくするなどの取組を一つ一つやってきたわけです。

その結果、20年経ち、津市の中で高齢化率や産業など様々な違いはありますが、そこそこまとまりのあるまちづくりが実現できてきたかなと思っております。実現できた理由は、合併に伴ってやらなければならない事業に対する財政的な大きな措置として710億円の合併特例事業債という特別な財源を地方債として借りて良いというルールがあり、その枠が非常に大きかったことです。710億円を使い切って、さらに、発行期間が20年あったものですから、基本的には10年ずつで返していき、あまり地方債の残高を膨らませることなく、そこそこで維持しながら今さらに健全化に向かっているということのできたわけであります。

今動いている総合計画の10年間のなかでは、コロナ禍がありました。暮らしや様々な経済活動、まちのスタイルが少し変わりました。変わったことをもって、コロナ禍明けの今、合併から20年経って、新しい津市の姿を描こうというタイミングが来ていると思っております。

新しい津市の姿として色々考えるところがありますが、何をおいても国政としては、力強い経済、豊かな日本と言っています。力強い経済を地域に当てはめると力強い地域経済をつくっていくことが重要です。力強い地域経済はおそらく産業などがしっかりとワークしている状態だと思いますし、そこはやはりまちに活力・活気があるということが大きなポイントになるのだろうと思っています。

そして2つ目に考えることは、やはり未来、こどもたちのことです。こどもを健やかに育てる、こどもまんなか社会というふうには、こどもが健やかに育っていく社会を作っていきたいと思っています。さらに申し上げれば教育です。教育が充実している、この地でこどもに教育を受けさせたい、こどもが良い教育を受けられるようなまちにしていけることが、多くの方が津市に留まっていたく、あるいは津市に転入していただくことの大きなポイントになるのではないかと思います。

そして3番目に、それは全て「暮らし」ですね。人々が暮らしやすいまちであり続ける。都市としての力があり、そこに十分なサービスが負担を少なくして提供されていて、暮らしが自ら心地よく成り立っていく社会。そして防災・安全面でも守られている社会。こういったことではないかなと思っています。

総合計画は、向こう10年間の道筋・ビジョンを描くものでございますが、やはり今このまちが何を求めていくか、市民の暮らしがどのようなものであれば良いのかということを思い切って描いていくものでございます。

皆様にご審議いただく総合計画を受け止める執行部局としては、総合計画に書いてあることをできる限り早く、そしてできる限り充実した形で実現していくように、予算や人員の配置などの手当てをしっかりとやってまいりたいと思います。

お考えのことを粹にとらわれることなく、様々なご議論をいただき、きらりと光る、そして風格ある県都にふさわしい総合計画となりますよう、お力をお貸しいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<事務局>

続きまして、山下副市長からもご挨拶いたします。

山下副市長

副市長の山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市長からご挨拶でございましたが、地域の経済・活力は人口減少下にあっても非常に重要であります。その上で、今後の総合計画を考えるには、いま置かれている状況、課題を解決して方向性を出していくことが大切ですが、合併から20年経ち、新しいまちづくりがスタートした今、将来どうしていくことが、まちの活力を維持していけるのか、平たく言えば、「こどもたちにどんな津市が良いかお聞きする。」そういった将来を見据えた形で、皆様方には各分野でお世話になっておりますが、様々なご専門、知見から総合計画に對してご意見をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<事務局>

続きまして、南条副市長からもご挨拶いたします。

南条副市長

皆様こんにちは。副市長の南条でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総合計画はこれからの津市がどのようなまちを目指していくのか、その方向性を示す大切な計画です。

この総合計画審議会は男女それぞれ10名の委員で構成されていますが、男女それぞれの視点に加え、皆様それぞれの立場や経験から、ご意見を頂ければと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<事務局>

ありがとうございました。

これを持ちまして、委嘱式を終了します。

委員の皆様、これからどうぞよろしくお願いします。

それではこれより、第1回津市総合計画審議会を開催いたします。

本日の審議会は、委員20名中、17名（※）のご出席をいただいておりますので、津市総合審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告します。

※宮林夢叶委員は委員自己紹介の途中から出席（計18名の出席）

なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開審議としたいと思っておりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

また、審議内容については、録音をさせていただくとともに、事務局において要旨をまとめ、公開させていただくことになりますので、併せてよろしくお願いいたします。

では、初めての会議でございますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。お名前をお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、50音順で伊藤様からよろしくお願いいたします。

<委員自己紹介>

<事務局>

どうもありがとうございました。

続きまして、本審議会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。

お手元にごございます資料1「津市総合計画審議会条例」をご覧ください。

条例の第5条により、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」とされておりますが、いかがいたしましょうか。

（「事務局一任」の声あり）

<事務局>

「事務局一任」とのお声を頂きましたので、会長及び副会長の選出にあたり、委員の皆様のご理解を得られますならば、事務局より会長及び副会長案をお示しさせていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声、拍手あり）

<事務局>

ありがとうございます。

では、会長につきましては、国立大学法人三重大学よりご推薦いただきました三宅委員に、副会長につきましては、特定非営利活動法人津市スポーツ協会よりご推薦いただきました福田委員にお願いしたいと存じます。

いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声、拍手あり）

<事務局>

ありがとうございます。それでは、三宅委員、福田委員は、会長席、副会長席へご移動をお願いいたします。

（会長、副会長が席を移動）

それでは、会長、副会長から一言ずつご挨拶をお願いいたします。

会 長

改めまして、会長を務めさせていただきます、三重大学の三宅と申します。よろしくお願いいたします。

総合計画というのは、これから先の津市の向こう 10 年の方向性を見つけていくものです。合併してから 20 年ということで、これまでの 20 年の航跡があるわけですが、そこから先どちらに向かっていくかというのを改めて大海原の上で見定めていかなければいけない、その羅針盤になっていくのが総合計画だろうと思っています。

もう一つ重要なことは、総合的に考えられるのは今しかないということです。皆さんまだ経験されてないかもしれないですけど、大きな災害があったら総合的に物事を考えるなんてできません。今日の前にある課題にどう対応していくのか、それをやりながら先のことを考えるしかないんです。だから総合的に考えられるのは、幸いなことに災害が起きていない‘今’です。だからこそじっくりと議論できるということを意識していただくといいのかなと思います。

それともう一つ、実は私が学生の時に、今回被災している氷川町、合併する前は宮原町ですけど、その総合計画の策定のお手伝いをするために入ったことが、この分野に進むきっかけになりましたので、ある意味思い入れがあるところになります。その時に、当時の課長が言った言葉が絶対忘れられません。その町はすごくいい町なんですね。熊本からそんなに遠くない、車で 30 分ぐらいで自然も多いし、水も空気も美味しいし、ほとんどの家が井戸水を使ってたんですよ。それぐらい水が綺麗なところだったんです。そこで、課長が言ったのが、「こんないいまちはない」、「なぜここでまちづくりなんかやらなきゃいけないんだ。でも、だからこそやらなければいけないんだ。」という話をされたんです。先人が受け継いできたこのいいまちを、次の世代に受け継いでいくためには、今我々が頑張らなければいけません。というメッセージだったんです。

津市もまさにそうだと思うんですね。20 年かけてやっと一つとしてこれからまとまって新しい方向を向いていける時に、今ここで頑張らなければ、それはまた元の本阿弥になってしまうかもしれない。そういう機会ではないのかなと私は捉えております。

だからこそ、皆さんと、色んな分野の方と議論して、総合的に戦略を作っていくような場にしていきたいなと思いますので、忌憚のないご意見いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

副会長

ご指名を受け、副会長をさせていただきます、津市スポーツ協会の福田るり子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の分野はスポーツですが、この審議会はいろんな分野の方々の参加で、ご意見がたくさん出ようかと思っておりますので、そのご意見を聞きながら、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

続きまして、市長より審議会に対し、「津市総合計画」について諮問をさせていただきます。円卓外側の会長席前にて、市長より会長に諮問書をお渡しいたしますので、会長、市長、よろしくお願いいたします。

市 長

津市総合計画審議会会長、三宅諭様。

「津市総合計画」について諮問させていただきます。津市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、津市総合計画について調査審議し、その結果を答申していただきますようお願いいたします。

	<諮問書手渡し>
<事務局>	ありがとうございました。会長、副会長、市長はご着席ください。 それでは、市長、副市長はここで退席させていただきます。
市 長	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 <市長、副市長退席>
<事務局>	この後の会議の進行を会長にお願いしたいと存じますが、その前に少しお時間をいただき、本日の市側の出席者の紹介をさせていただきます。 <政策財務部長、部次長の紹介> それでは、ここで 5 分程度、休憩といたします。 <休憩>
<事務局>	それでは、会議を再開いたします。 ここからの議事進行について、会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、事項書に基づき、順次進めてまいります。事項の 2 の(4)「審議会の運営について」です。事務局から説明をお願いします。
<事務局>	それでは、当審議会の運営についてご説明させていただきます。資料 1「津市総合計画審議会条例」をご覧ください。 先ほど市長から諮問がございましたが、津市総合計画審議会につきましては、条例の第 2 条により、その所掌事務を「総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するもの」としております。 後ほど、次の事項(5)「津市総合計画について」でご説明させていただきますが、委員の皆様には、令和 10 年度からを計画期間とする次期津市総合計画についてご審議いただきます。 審議会につきましては、本日を含めまして、7 回程度の開催を予定しており、審議を経て、令和 9 年 10 月頃を目途に答申を頂きたいと考えております。 今後、会議の開催日時につきましては、できるだけ早い段階で日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 最後に、冒頭でも申し上げました審議会の公開についてでございますが、お手元の、資料 2 をご覧ください。この 9 ページでございます、津市情報公開条例第 23 条に基づき、当審議会は公開とさせていただくとともに、議事録等につきましても公開とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。
会 長	ありがとうございました。 審議会の運営についてご説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。 では続いて、事項 2 の(5)津市総合計画について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、最初に資料のご確認をお願いいたします。

まず、資料3「津市総合計画の概要」でございます。次に、資料4「次期津市総合計画策定の進め方」でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、順にご説明させていただきます。

これから皆様にご審議いただきます総合計画とはどういったものなのか、また、現行の津市総合計画基本構想・第2次基本計画と、次期津市総合計画の構成について、ご説明させていただきます。

そもそも総合計画とは何のために策定するのかということですが、1ページ目の図でお示ししておりますように、まちづくりは、防災、福祉、教育など、様々な分野の取組によって総合的に進められるものであり、このまちづくりという大きな事業を進めるためには、目指すべきゴールや、ゴールにたどり着くまでのしっかりとした考え方、ブレない方針を持たなければ、各分野の取組がバラバラになってしまいます。そこで、目指すべき都市像や、その都市像の実現に向けた取組の方向性を示すものとして、総合計画を策定し、これを市民の皆様方と共有しながら共にまちづくりを進めていきたいとの考えから、津市のまちづくりの最上位の計画として策定するものでございます。

総合計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す「基本構想」と呼ばれるものと、まちづくりの目標や具体的な取組内容を示す「基本計画」と呼ばれるものの2つから構成されています。

次に、ページをめくっていただきまして、総合計画の「法的背景」についてでございます。総合計画の策定につきましては、昭和44年の地方自治法の改正により、市町村に基本構想の策定が義務付けられました。

その後、平成23年に、国の地域主権改革において地方自治法が改正され、基本構想の策定義務が撤廃されましたが、津市においては平成24年に「津市議会の議決すべき事件を定める条例」が制定され、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止について議決を要することとなり、策定義務の撤廃後も、本市においては、策定することとしています。

次に、「まちづくりのための各種計画」についてでございます。

本市は平成18年、西暦2006年の合併に当たり、合併後の新しい津市の方角性を示すものとして津地区合併協議会において「新市まちづくり計画」を策定しました。その後、平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間とする合併後初めての総合計画を策定しました。

そして、この計画の計画期間が終了する際、基本構想については期間を定めないこととし、基本計画については平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間とする現行の津市総合計画を策定しました。

この基本計画の計画期間が来年度で終了することから、令和10年度から令和19年度までを計画期間とする、次期基本計画を策定します。

なお、期間を定めていない基本構想については、平成30年度の策定時からこれまでに、市民の考え方や価値観に根本的な変化が生じるような社会情勢にはなっていないことから、次期津市総合計画においても、現行の基本構想を踏襲する予定でございます。

次に、「現行の総合計画の概要」についてでございます。皆様のお手元の、総合計画本冊の39ページから見開きで掲載しております、「津市総合計画基本構想・第2次基本計画施策体系図」と合わせてご覧ください。

基本構想につきましては、望ましいまちの姿を掲げ、それを実現するための「まちづくりの大綱」を1から6まで示しております。

基本計画につきましては、基本構想を実現していくために目指すべき将来像を掲げ、その実現のために、まちづくりの大綱の1から5までに対応する6つの基本目標に加えて、将来像の実現に向けた市役所の在り方を示しております。

資料 3 については以上です。

では次に、次期津市総合計画策定の進め方について、ご説明いたします。

資料 4 をご覧いただきますようお願いいたします。

まず計画策定の基本的な視点についてですが、

- 1「まちづくりの目標と施策の基本方針を明らかにする」
- 2「社会経済状況の変化を的確に捉える」
- 3「市民と行政が同じ目標を持ち、共にまちを創っていく」
- 4「地域の資源を活かし、津市の魅力を磨く」
- 5「市民にとって見やすく、わかりやすいものにする」

この 5 つの基本的視点を掲げ、この視点に基づき策定を進めることとしております。特に 5 にありますとおり、若い世代も含めてより多くの市民の皆様に関心をもっていただき、身近に感じていただけるよう、フレーズや表現を工夫するとともに、見やすいレイアウトデザインに配慮し、イラストや図なども積極的に活用するなど、ビジュアル面でも質の高いものを目指したいと考えております。

次に、1 枚めくっていただきまして、次期津市総合計画策定に向けた体制及び手順についてでございます。縦の図をご覧ください。

総合計画策定に向けた体制については大きく分けて、多様な市民参画、津市、津市議会、そしてこの津市総合計画審議会の 4 つがございます。

多様な市民参画においては、市民意識調査をはじめ、各種団体との意見交換会、ワークショップなどを通じた幅広い世代からの意見聴取、公式 LINE などを活用した意見聴取、パブリックコメントを予定しており、多くの市民の皆様から得られたご意見を踏まえて、津市において、計画案を策定してまいります。

計画案については、随時、この津市総合計画審議会と連携をしながら、策定作業を進めてまいります。

そして、先ほども少しご説明しましたが、基本計画の策定については津市議会の議決を要することとなっておりますので、計画案について津市議会においても協議いただき、津市議会の議決を得た上で、次期津市総合計画の策定となります。

最後に、計画策定までのスケジュールについてですが、令和 8 年度は市民意識調査、市政インタビュー、市民向けワークショップなどによる市民参加を通じて、現状の把握や課題の分析をはじめ、現場の声を取り入れながら、津市において、計画案の策定を進めてまいります。皆様にお示しできる形になり次第、随時この津市総合計画審議会を開催し、審議いただいた上で、令和 8 年度中には次期基本計画案を策定してまいります。

続いて令和 9 年度においては、令和 8 年度中に策定した次期基本計画の案に対して、夏以降にパブリックコメントを行うとともに市民向けワークショップを開催し、レイアウト等デザイン面でのご意見をいただいております。

それらを踏まえ、津市総合計画審議会の皆様方にも修正した計画案をご確認いただいた上で、審議会から、市長へ答申いただきたいと思いますと考えております。

そして、冬に津市議会の議決を得た上で、次期津市総合計画の策定となります。

資料の説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から総合計画についてご説明いただきました。皆様の方からご質問等ございましたらいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

米川委員

資料 4 の中で、市民意識調査、市政インタビューなどがありますけれども、

	具体的には対象者をどのように選別したのか、また、どういう手法でインタビューされるのですか。
＜事務局＞	はい。市民意識調査につきましては、無作為抽出で選ばせていただいた市民 7,000 人を対象にアンケートにご協力いただきます。昨日（8 月 24 日）を締め切りとしていますので、これから回答を集計してまいります。 市政インタビュー等につきましては、日頃からご協力いただいている各分野の団体様を対象に幅広くご意見を伺えるよう、日頃の協議の場などにおいて、10 月頃までに直接お話を伺う機会を設ける予定としております。
＜事務局＞	現行計画の 125 ページに前回実施した市政インタビューの団体等が記載されていますが、所管の担当と政策課でお話を伺います。
米川委員	質問するポイントとしては、抽象的なものなのか、特定の分野で考えることに踏み込んで聞くのかどちらでしょうか。聞き方によって答える意見も変わるような気がするので、どういうインタビューになるかを教えていただきたいです。
＜事務局＞	基本的には各種団体の専門的な見地からこれまでの取組や今後の方針について聞かせていただいたうえで、津市全体のまちづくりについてざっくりらんにお聞かせいただきます。
会 長	市民意識調査では、現行の第 2 次基本計画に記載のある内容について設問が設けられており、市政インタビューではそれぞれの分野において、もう少し踏み込んだことを聞くということですね。
＜事務局＞	はい。その通りです。
会 長	これが難しいところですよ。幅広い市民の皆様には、全体を網羅するように広く浅くアンケートを行い、足りない部分、専門的な見地からのご意見を市政インタビューで伺うということだと思います。 そのようなことでいかがでしょうか。
稲垣委員	質問ですが、資料 4 のなかに社会経済状況の変化というのがありますが、これはどの範囲で捉えたらいいか、教えてください。
＜事務局＞	人口や市内の総生産、工業出荷額などを含め、経済活動がどれだけ行われているかなどについて、これまでの 10 年間でどうであったかを次回提示いたします。
会 長	次の時には社会経済状況の変化を資料として示すということですね。
稲垣委員	質問をした理由は、人口減少や少子高齢化よりも気候変動や世界情勢なども大きな影響を及ぼすために考える必要があるのではないかと考えたからです。
会 長	そこに広げるというより、それらの状況を踏まえて津市がどうなるのかということに落とし込んでいただくということだと思います。
稲垣委員	世界情勢が結果として津市にどう影響するか予測するということですね。
岸野委員	市政インタビューについて、自治会連合会は 10 月に総合計画について話をする予定になっていますが、その際に事務局も出席いただけるのでしょうか

	か。
<事務局>	出席する予定であります。
米川委員	もう一度質問させていただきたいのですが、市政インタビューについて、ここに名前のない団体が話を聞いて欲しいという要望があれば対応いただけるのでしょうか。
<事務局>	はい、よろこんで対応します。
米川委員	わかりました。それではそのような団体があると小耳に挟んだら情報を提供します。
会 長	その他いかがでしょうか。 来年の 9 月頃までにとなると、結構なスピードで進めていかなければならず、厳しいと思います。後からご意見をいただいても対応いただけるよう事務局にはお願いしたいが、修正できない部分もあると思います。一番厳しいのは庁内での合意形成の後に意見が出されて、修正することができないことが起こる場合です。そこがネックになります。そうなる前に、できるだけ気になることは早くご意見を出していただきたいと思います。
渡部委員	すみません。アンケートはすでに終わっているのですか。
<事務局>	8 月に実施し、昨日（8 月 24 日）締め切りでございました。
渡部委員	アンケートの内容などは資料としてどこかに載っているのですか。どういうことを聞かれているのかを知りたいのですが。
<事務局>	追って資料をお示しします。 内容としては、現行計画の施策ができているかどうかの点検や今後のまちづくりの方向性について聞いております。
会 長	データ量も多く、分析するのも大変かと思います。 取りまとめは市の方でしていただき、我々はその結果を受けて方向性を議論するということになります。
米川委員	審議会に先立って資料を見て考えてくるということになるのでしょうか。
<事務局>	今回はさわりの部分だったので資料は当日配付でしたが、次回以降は事前に送付し、目を通していただけるようにします。また、予め質問を頂ければ回答も準備しておきます。
米川委員	宿題ということでしょうか。
会 長	宿題というほどではないです。 全部を隅から隅まで見ることは難しいので、まずは、皆さんそれぞれの分野に近いところ、その後関心のある所を見ていただければいいかと思います。 私は、別のところで環境アセスメントの委員もしていますが、資料もすごい量で見切れないので、自分の専門分野のところだけ確認しています。 これだけたくさんの委員がいますので、「みんなが見落としたらみんなの責任です」ということです。ご安心ください。

会 長	よろしいでしょうか。 では、その他に行きたいと思います。 事務局お願いします。
<事務局>	次回の審議会日程でございますが、皆様からご回答いただきました日程調整表に基づき、現時点で最も多くの皆様にご参加いただける日を第2回審議会の開催日とさせていただきたいと考えております。 令和8年11月4日（水）の午前10時00分から開催したいと考えております。所要時間は長くても2時間程度を予定しております。 改めて開催通知を送付させていただきます。また、次回の内容については、会議開催前までにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。
会 長	ただ今、事務局より、次回開催案内がございました。ぜひともご出席ください。出席できない場合はご意見を付けて事務局に出して頂ければなんとかなるかと思いますが、成立要件もございますので、ぜひご出席ください。 それでは、本日の審議会を終了いたします。皆様、ありがとうございます。